

④

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表十九

平二十九・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社 債 的 受 益 権 に 係 る 受 益 証 券 の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整	社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 当 期 末 残 高	17	円
	超 過 分 配 額	2					
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3			$(17) \times \frac{5}{100}$	18	
分 配 可 能 利 益 の 額 の 計 算	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4			期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19	
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5			(18) - (19)	20	
	減 損 損 失 の 額	6			当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額	21	
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7			特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	22	
	差 引 計 (4) - (5) - (7)	8			(21) - (22)	23	
	(8) (社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8) - (26)) (マイナスの場合は0)	9			損金の額に算入される減価償却費の額	24	
	超 過 分 配 額 (2)	10			(23) - (24) (マイナスの場合は0)	25	
	超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (10) に 充 て ら れ た 金 額	11			社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 (20) + (25) × 2	26	
	分 配 可 能 利 益 の 額 (9) + (10) - (11) (マイナスの場合は0)	12					
	$(12) \times \frac{90}{100}$	13					
利 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額)	(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14					
	所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	15					

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	27	円	分 配 可 能 収 益 の 額 の 計 算	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	34	円
	超 過 分 配 額	28			期 首 欠 損 金 の 額	35	
	収 益 の 分 配 の 額 (27) - (28)	29			減 損 損 失 の 額	36	
(30)が $\frac{90}{100}$ を超える場合の(29)の額	$\frac{(27)}{(41)}$	30			$(36) \times \frac{70}{100}$	37	
	(30)が $\frac{90}{100}$ を超える場合の(29)の額	31	円		分 配 可 能 収 益 額 (34) - (35) - (37) (マイナスの場合は0)	38	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	32			超 過 分 配 額 (28)	39	
	収 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額)	33			超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (39) に 充 て ら れ た 金 額	40	
所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)					分 配 可 能 収 益 の 額 (38) + (39) - (40)	41	

別表十（九）の記載の仕方

1 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

この明細書は、法第2条第29号の2ホ《定義》に掲げる特定目的信託に係る受託法人（法第4条の7《受託法人等に関するこの法律の適用》に規定する受託法人をいいます。以下同じ。）が措置法第68条の3の2第1項《特定目的信託に係る受託法人の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

この明細書は、措置法第68条の3の3第1項《特定投資信託に係る受託法人の課税の特例》に規定する特定投資信託に係る受託法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載します。